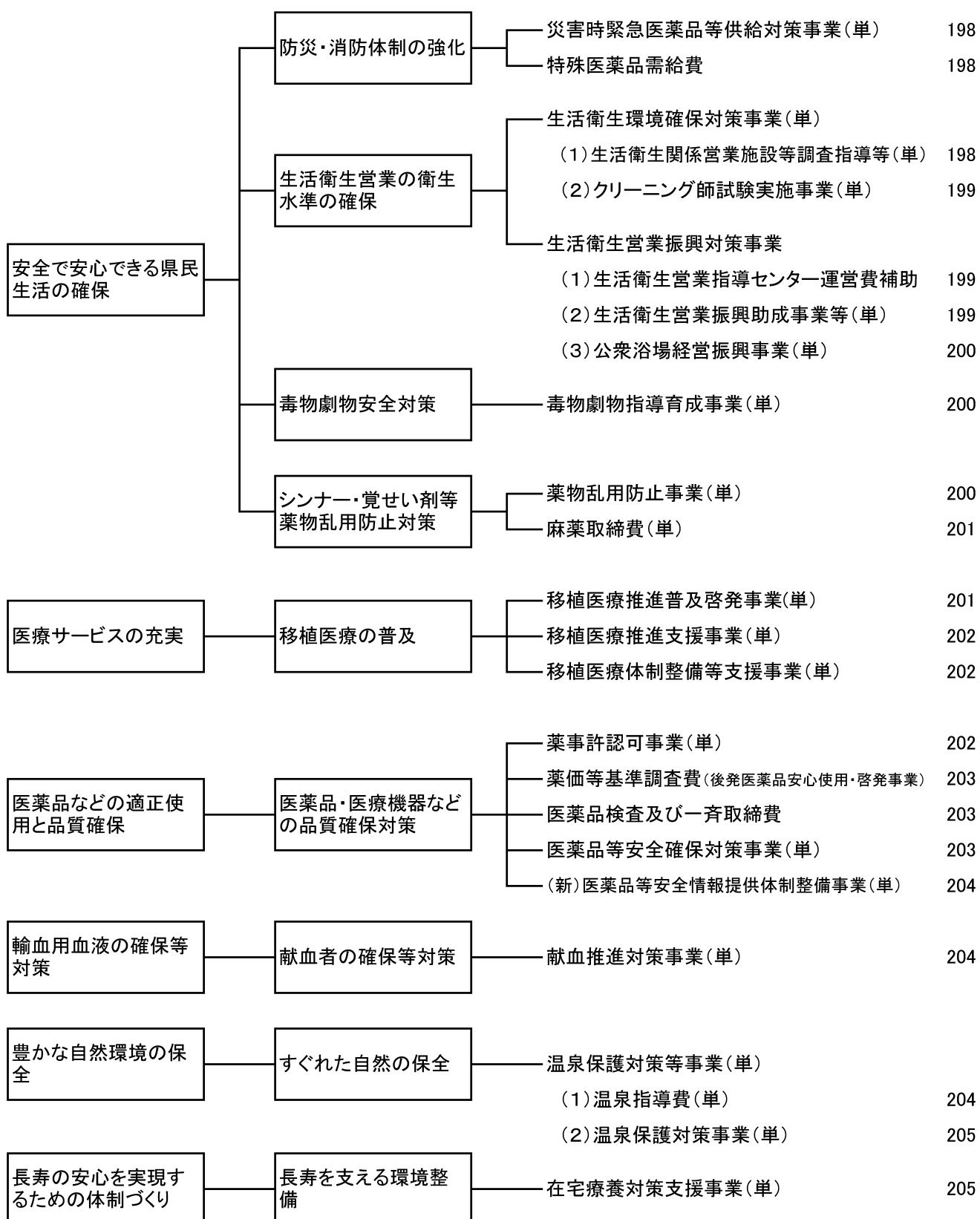


(4) 薬務衛生課 事業体系

頁



災害時緊急医薬品等供給対策事業(単)

(事業開始年度：平成8年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
|-----------|---------|---------|-----------------------------|
| 平成25年度予算額 | 1,785千円 | (根拠法令等) | 九州・山口9県災害時相互応援協定(H7.11.8締結) |
| 平成24年度予算額 | 1,673千円 | | 熊本県災害時緊急医薬品等備蓄事業実施要綱 |

<目的>

大規模災害が発生した場合に、应急対策の迅速・的確な実施を図る必要があるので「九州・山口9県災害時相互応援協定」が締結されている。その中で医療支援の一つとして、医薬品等の提供があり、特に地震等の大規模災害時における初動医療救護のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救急医療に必要な医薬品等供給体制の確保を図る。

また、緊急的対応が必要な薬物中毒発生時の解毒用医薬品等を備蓄している。

<事業内容>

- 1 備蓄医薬品等の管理委託（県下6ヶ所）
- 2 有効期限切れの備蓄医薬品等の適正処理委託及び更新
- 3 連絡・搬送訓練の実施
- 4 災害時における医薬品等の安定供給確保マニュアル活用の推進

特殊医薬品需給費

(事業開始年度：昭和26年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
|-----------|---------|------------|--------|
| 平成25年度予算額 | 1,648千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 1,648千円 | 国有ワクチン供給要領 | |

<目的>

国有ワクチン（抗毒素）とは、患者発生の予測ができないため需用の見込みが極めて困難であるものや、患者発生頻度は少ないが国民の保健衛生上欠くことができないものとして、国が製造業者から買上げ、全国9拠点（熊本県も含む）に備蓄している。

<事業内容>

医療機関等からの供給申請に基づき、迅速かつ円滑に供給できるよう体制を整備している。

生活衛生環境確保対策事業

(1) 生活衛生関係営業施設調査指導等(単)

(事業開始年度：昭和22年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
|-----------|---------|---------|--|
| 平成25年度予算額 | 2,494千円 | (根拠法令等) | 理容師法第11条の2、第13条、美容師法第12条、第14条、クリーニング業法第5条の2、第10条、旅館業法第7条、公衆浴場法第6条、興行場法第5条、墓地・埋葬等に関する法律第18条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条、第12条の2、第12条の5、熊本県遊泳用プール等指導要項等 |
| 平成24年度予算額 | 3,318千円 | | |

<目的>

生活衛生関係施設等への立入調査を実施し、必要に応じ指導監督を行い、各施設の衛生措置基準の遵守、施設の改善向上を図る。特に、レジオネラ症防止対策として公衆浴場、旅館に対して、入浴施設の衛生管理の徹底を指導する。

<対象>

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場、墓地、火葬場、納骨堂、特定建築物、100m³以上の遊泳用プール

<事業内容>

生活衛生関係営業施設等の指導

(2) クリーニング師試験実施事業(単)

(事業開始年度：昭和25年度)

| | | | |
|-----------|-------|-------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
| 平成25年度予算額 | 184千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 187千円 | クリーニング業法第7条 | |

<対象>

学校教育法第57条に規定する者

<事業内容>

次の科目について試験を実施

- ①衛生法規に関する知識
- ②公衆衛生に関する知識
- ③洗たく物の処理に関する知識及び技能

生活衛生営業振興対策事業

(1) 生活衛生営業指導センター運営費補助

(事業開始年度：昭和57年度)

| | | | |
|-----------|-------------------------|---|-----------|
| 実施主体 | (公財)熊本県生活衛生営業指導センタ 一 | 負担割合 | 国1／2 県1／2 |
| 平成25年度予算額 | 12,678千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 12,679千円 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条 の3、第57条の4、第63条 | |

<目的>

(公財) 熊本県生活衛生営業指導センターに経営指導員を配置し、生活衛生関係営業に対する経営、融資、税務等の専門的指導・相談の実施による経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて、利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

<対象>

生活衛生関係営業者

<事業内容>

(公財) 熊本県生活衛生営業指導センターが実施する次の事業に対し、助成を行う。

- 1 経営・融資等相談室の設置運営
- 2 移動相談の実施
- 3 分野調整等指導事業

(2) 生活衛生営業振興助成事業等(単)

(事業開始年度：平成13年度)

| | | | |
|-----------|--------------------------|--|--------|
| 実施主体 | (公財) 熊本県生活衛生営業指導センタ 一 | 負担割合 | 県10／10 |
| 平成25年度予算額 | 3,658千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 4,050千円 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条、 第63条の2 | |

<目的>

専門技術講習会や技術研鑽のための競技会、接客マナー向上等の研修会等を実施することにより、生活衛生営業全体の活性化、個々の営業者の経営意欲の創出、技術力の確保による経営の安定化を図り、もって衛生水準の低下を未然に防止し、県民生活の安全性を確保する。

<対象>

生活衛生関係営業者

<事業内容>

(公財) 熊本県生活衛生営業指導センターが実施する次の事業に対し、助成を行う。

- 1 消費者へのサービスの向上・需要の開拓等、生活衛生業の活性化のための事業
- 2 専門的知識・技術等を修得するための事業
- 3 後継者育成事業
- 4 福祉関連事業

(3) 公衆浴場経営振興事業(単)

(事業開始年度:平成3年度)

| | | | |
|-----------|------------------|---------|--------------------------|
| 実施主体 | 熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合 | 負担割合 | 県10／10 |
| 平成25年度予算額 | 1,325千円 | (根拠法令等) | 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第5条 |
| 平成24年度予算額 | 1,366千円 | | 熊本県公衆浴場振興対策事業補助金交付要項 |

<目的>

一般公衆浴場は、地域住民の日常生活において保健衛生上欠くことのできない施設であるにもかかわらず、近年利用者の減少、営業経費の高騰、後継者難等によりその数が著しく減少していることから、県公衆浴場業生活衛生同業組合が実施する公衆浴場活性化事業を支援し、地域住民の利用機会の確保及び公衆浴場の振興と公衆衛生の向上を図る。

<対象>

熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合加入の一般公衆浴場

<事業内容>

熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合が実施する次の事業に対し、助成を行う。

- 1 「老人無料の日、子供無料招待の日」事業
- 2 入浴者を対象にした健康相談や交流促進等に資する事業

毒物劇物指導育成事業(単)

(事業開始年度:昭和25年度)

| | | | |
|-----------|---------|---------|-----------------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
| 平成25年度予算額 | 856千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 1,038千円 | | 毒物及び劇物取締法第4条、第8条、第22条 |

<目的>

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業、輸入業及び販売業の登録等事務並びに毒物劇物取扱者試験を行い、毒物及び劇物が適正に供給されるよう各事業者に対する指導育成を図る。

<事業内容>

- 1 毒物劇物製造業、輸入業及び販売業の登録・更新等のための基準調査並びに指導育成
- 2 毒物劇物取扱者試験の実施

薬物乱用防止事業(単)

(事業開始年度:昭和49年度)

| | | | |
|-----------|---------|---------|--|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
| 平成25年度予算額 | 4,493千円 | (根拠法令等) | 薬物乱用防止対策事業実施要綱（H11.7.9厚生省医薬安全局長通知）、第三次薬物乱用防止五か年戦略（H20.8.22薬物乱用対策推進本部決定）、熊本県薬物乱用対策事業実施計画、 |
| 平成24年度予算額 | 4,429千円 | | 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動事業実施要綱、薬物乱用防止指導員連合協議会設置要綱（H8.6.10） |

<目的>

シンナー・覚せい剤等の薬物乱用は、青少年層に浸透がみられるなど、低年齢化傾向を示し、深刻な状況にある。また、最近は、大麻や合成麻薬事犯等と乱用が多様化している。そこで、県民総ぐるみの薬物乱用防止キャンペーンを展開し、薬物乱用を許さない地域づくりを推進するとともに、薬物関連問題の相談事業を行い、その未然防止、薬物依存者の社会復帰の促進等を図る。

<事業内容>

- 1 熊本県薬物乱用対策推進本部事業
- 2 各種啓発運動及び月間活動等の実施
 - (1) 不正大麻・けし撲滅運動（4/1～5/31）
 - (2) 国連麻薬撲滅デー（6/26）を中心に、近日の土日で「ヤング街頭キャンペーン」の実施
 - (3) 薬物乱用防止広報強化月間（7月）
 - (4) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動（10月～2月）

- 3 地域啓発運動及び薬物乱用防止教育の推進
 - (1) 薬物乱用防止指導員地域啓発活動
 - (2) 青少年健全育成・薬物乱用防止キャンペーン
 - (3) 市町村広報の活用及び大型ビジョンによる広報啓発
 - (4) 小学・中学・高校生への薬物乱用防止教室の開催支援
 - (5) 地域対話集会の開催
- 4 薬物相談窓口事業
- 5 薬物乱用防止対策事業
- 6 薬物乱用防止指導員連合協議会の事業助成
- 7 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動熊本県事業の推進

麻薬取締費(単)

(事業開始年度:昭和23年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10 / 10 |
|-----------|---------|--|-----------|
| 平成25年度予算額 | 2,672千円 | (根拠法令等) 麻薬及び向精神薬取締法第3条、第50条、第50条の38、大麻取締法第5条、第21条、あへん法第12条、第44条、覚せい剤取締法第3条、第30条の2、第31条、第32条 | |
| 平成24年度予算額 | 1,492千円 | | |

<目的>

医療機関等の麻薬等取扱者に対する監視指導及び免許事務を行う。

<事業内容>

麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法に基づく法定取扱者に対する指導取締りを実施し、正規ルート外への流出、不正使用の防止に努める。

また、麻薬・覚せい剤等に係る事犯捜査を行うとともに、麻薬中毒者の発生に際しては、必要な都度「熊本県麻薬中毒審査会」を設置し、措置入院者の入院継続に関する審査を実施する。

- 1 麻薬等の法定取扱者に対する指導取締り及び免許事務
- 2 麻薬・覚せい剤等事犯捜査
- 3 麻薬中毒者対策
- 4 麻薬使用適正化に向けた啓発・講習会
- 5 医療機関に対し、在宅医療等におけるモルヒネ徐放錠などの積極的利用並びに適正使用の啓発
- 6 向精神薬等盗難事故防止対策
- 7 違法ドラッグの取締り

移植医療推進普及啓発事業(単)

(事業開始年度:平成9年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10 / 10 |
|-----------|---------|---|-----------|
| 平成25年度予算額 | 8,841千円 | (根拠法令等) 臓器の移植に関する法律第3条 都道府県臓器移植連絡調整者設置事業実施要綱 | |
| 平成24年度予算額 | 8,884千円 | (H10.6.18健医発第946号 厚生省保健医療局長通知) 骨髄提供希望者登録推進事業実施要領 | |

<目的>

本県内での臓器移植を連絡調整するコーディネーターを設置する救命救急センター（熊本赤十字病院）に対し、その活動に必要な経費を助成することにより、臓器移植の円滑な実施を図とともに、県内の公的病院等40施設に設置した臓器移植院内コーディネーターを養成し、病院内の臓器提供体制の整備を図る。

また、骨髄移植に関しては、骨髄提供の啓発とともに、提供希望者が登録しやすい環境を整備し、提供希望者の登録を推進する。

<事業内容>

- 1 臓器移植

助成対象事業：県臓器移植連絡調整者（コーディネーター）の設置及びその活動に必要な経費

委託事業：臓器移植院内コーディネーターの養成

2 骨髓移植

広く県民に骨髓バンク事業の普及を図るため、啓発用資材を配布。

人吉、天草保健所において、骨髓提供希望者の受付、採血を実施。

移植医療推進支援事業(単)

(事業開始年度：平成22年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 基金 10／10 | (地域医療再生基金) |
|-----------|----------|---------------------------|----------|------------|
| 平成25年度予算額 | 15,646千円 | (根拠法令等) 臓器の移植に関する法律第3条 | | |
| 平成24年度予算額 | 10,000千円 | | | |

<目的>

安心して暮らせる保健医療提供体制の整備を図るために、広く県内の医療従事者に対する移植医療推進の啓発、移植医療に関わる医療機関のネットワークの構築、移植技術の確保を図り、もって臓器移植を円滑に推進する体制を整備する。

<事業内容>

- 1 医師等養成機関における移植医療推進啓発事業
- 2 医療機関ネットワークの構築（医療機関連携）
- 3 拠点病院における検査体制の整備

移植医療体制整備等支援事業(単)

(事業開始年度：平成24年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 基金 10／10 | (地域医療再生基金) |
|-----------|----------|---------------------------|----------|------------|
| 平成25年度予算額 | 2,665千円 | (根拠法令等) 臓器の移植に関する法律第3条 | | |
| 平成24年度予算額 | 12,000千円 | | | |

<目的>

移植医療に関わる施設に対して、脳死判定専用の医療機器、手術施設及び専門医等の研修費等を支援することにより、「臓器提供者」の増加に対応した県内の移植医療施設の整備を図る。

<事業内容>

- 1 施設・設備の整備・・・移植医療に必要な施設の増改築費用及び医療機器等の購入費の助成
- 2 人材育成・・・・・・・脳死判定専門医等の養成費等の助成

薬事許認可事業(単)

(事業開始年度：昭和23年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10／10 |
|-----------|---------|---|---------|
| 平成25年度予算額 | 3,798千円 | (根拠法令等) 薬事法第3条、4条、第12条、第13条、第24条、第30条の4、第39条 | |
| 平成24年度予算額 | 5,675千円 | | |

<目的>

薬事法に基づき、医薬品等製造販売業等及び薬局・医薬品販売業等に対する許認可事務等の指導並びに生産振興等により製造業者の指導育成を図る。

また、法改正に伴う県規制の制定等について、知事の諮問により薬事審議会で審議・答申を行う。

<事業内容>

- 1 医薬品製造販売業者等の許可等事務並びに指導育成
- 2 薬局・医薬品販売業者及び高度管理医療機器等販売業の許可等事務並びに指導育成
- 3 登録販売者試験の実施
- 4 医薬品等のFD（フレキシブルディスク）申請・審査システムの運営・管理
- 5 薬事審議会の開催
- 6 薬事功労者等の知事表彰の実施
- 7 医薬品等適正使用推進

薬価等基準調査費

(事業開始年度：昭和23年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国10／10 |
|-----------|---------|---------|---|
| 平成25年度予算額 | 3,566千円 | (根拠法令等) | 薬事経済調査等実施要綱、薬事工業生産動態統計調査規則、医薬品価格調査実施要領、特定保険医療材料価格調査実施要領 |
| 平成24年度予算額 | 4,301千円 | | |

<目的>

国の委託により医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産等の実態を明らかにする。また、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める薬価基準等の改定の基礎資料等を得る。後発医薬品の適正な普及を図る。

<事業内容>

- 1 医薬品等価格調査（医薬品価格調査・特定保険医療材料価格調査・調査客体精密化調査）
- 2 薬事工業生産動態統計調査
- 3 後発医薬品の安心使用及び普及啓発

医薬品検査及び一斉取締費

(事業開始年度：昭和23年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国10／10 |
|-----------|---------|---------|---|
| 平成25年度予算額 | 1,658千円 | (根拠法令等) | 薬事法第43条、第69条、薬事法第14条第6項、薬事法施行令第74条第1項、薬事法第76条の4、薬事法第76条の6 |
| 平成24年度予算額 | 1,029千円 | | |

<目的>

国の委託事業として薬事法に基づく医薬品の検定業務、国家検定医薬品の一斉取締、医療機器特別監視等を実施する。

<事業内容>

- 1 医薬品検定事業（生物学的製剤国家検定）
- 2 医療機器特別監視
- 3 輸出証明の実施
- 4 査察整合性確保の推進
- 5 製造販売後安全管理基準（GVP省令）査察・指導
- 6 無承認無許可医薬品監視

医薬品等安全確保対策事業(単)

(事業開始年度：昭和23年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
|-----------|---------|---------|--|
| 平成25年度予算額 | 1,626千円 | (根拠法令等) | 薬事法第69条、第76条の8、毒物及び劇物取締法第17条、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第7条 |
| 平成24年度予算額 | 2,164千円 | | |

<目的>

製造から市販後までの各段階において、医薬品等の有効性・安全性を確保するための各種基準の遵守徹底を図る。

また、毒物劇物販売業者等における毒物劇物の取扱いについて、適正な使用、保管管理の徹底を図り、不正流通及び盜難等の未然防止に努めるとともに、事故発生時には、関係機関が連携し迅速に健康被害の拡大防止を図る。

<事業内容>

- 1 医薬品等製造販売業者等に対する査察の実施
- 2 市販後安全管理、品質管理、製造管理の各基準に基づく査察技術の研修
- 3 薬局・医薬品販売業者等に対する監視指導
- 4 医薬品等の収去試験、無承認無許可医薬品の検査及び広告の指導取締
- 5 毒物劇物製造業、販売業者等に対する監視指導及び工場、農家等業務上取扱者に対する適正管理、事故等防止の啓発、指導
- 6 家庭用品（繊維製品、洗浄剤、接着剤等）の試験検査

新 医薬品等安全情報提供体制整備事業(単)

(事業開始年度：平成25年度)

| | | | | |
|-----------|--------------|---------|----------------------------|------------|
| 実施主体 | (公社) 熊本県薬剤師会 | 負担割合 | 基金 10／10 | (地域医療再生基金) |
| 平成25年度予算額 | 4,657千円 | (根拠法令等) | 第6次熊本県保健医療計画 第3章 第1節 第1、2項 | |
| 平成24年度予算額 | -千円 | | 第5章 第3節 | |

<目的>

特に高齢者における重複投薬及び残薬のチェック、投薬歴等の薬に関する情報を「お薬手帳」の高機能カバーを作成し、情報を一元管理することで、適正な服薬管理、副作用等の発現を未然防止する。

<事業内容>

お薬手帳の高機能カバーを作成し、患者情報等（血圧管理記録、保険証、受診表）を一元管理することで地域医療関係者間で情報を共有し、より質の高い効果的な医療を提供する。

献血推進対策事業(単)

(事業開始年度：昭和39年度)

| | | | |
|-----------|---------|---------|--------------------------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10／10 |
| 平成25年度予算額 | 5,020千円 | (根拠法令等) | 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第5条、第10条 |
| 平成24年度予算額 | 5,799千円 | | 熊本県献血推進協議会設置要綱 |

<目的>

県内の医療に必要な血液を確保するため、県献血推進計画で定めた目標達成のための各種啓発事業を実施するとともに、各市町村における献血推進組織の育成、活性化を図る。

<事業内容>

- 1 若年層献血者確保対策強化及び献血リピーター対策
- 2 献血推進リーダーによる啓発体制の確立及び具体的活動の強化
- 3 大型店舗等の展示スペースを活用した移動ギャラリー開設等による献血普及対策
- 4 愛の血液助け合い運動、はたちの献血キャンペーン等の各種広報活動
- 5 献血推進優良団体等知事感謝状贈呈
- 6 熊本県献血推進協議会の開催及び市町村献血推進協議会の組織育成、活性化

温泉保護対策等事業

(1) 温泉指導費(単)

| | | | |
|-----------|---------|---------|----------------------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10／10 |
| 平成25年度予算額 | 1,987千円 | (根拠法令等) | 温泉法第3条、第11条、第15条、第32条、第35条 |
| 平成24年度予算額 | 1,544千円 | | |

<対象>

温泉掘削・増掘・動力装置の許可申請者、温泉採取事業者、温泉利用許可申請者、温泉施設経営者

<事業内容>

温泉法に基づき温泉資源の保護を図るために、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可申請案件について現地調査を行い、環境審議会（温泉部会）に諮問する。また、同法に基づく濃度確認、採取許可申請や温泉利用許可申請、掘削工事等の着手届等の提出に伴い、現地調査、確認を行うとともに既許可施設の立入調査を実施し同法の指導の徹底を図る。

平成24年度許可件数　掘さく 16件　増掘 2件　動力装置 15件　利用許可 48件
採取許可 1件　濃度確認 5件

(2) 温泉保護対策事業(単)

(事業開始年度：平成3年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
|-----------|-------|---------|-----------------|
| 平成25年度予算額 | 935千円 | (根拠法令等) | 温泉法第1条、第4条、第12条 |
| 平成24年度予算額 | 633千円 | | |

<対象>

源泉所有者、温泉利用者

<事業内容>

温泉掘さくの増加等に伴い、温泉水位の低下等の資源衰退の傾向が認められる温泉地が見受けられるので、その保護対策を講ずるための基礎資料の収集を行う。

- 1 自記水位計を用いた主要温泉地8カ所の温泉水位の観測及び解析
- 2 主要温泉地の温度及び揚湯量の調査
- 3 温泉の保護と適正利用に関する調査・研究

在宅療養対策支援事業(単)

(事業開始年度：平成24年度)

| 実施主体 | 熊本県薬剤師会 | 負担割合 | 基金10／10 | (地域福祉基金) |
|-----------|---------|---------|----------------------|----------|
| 平成25年度予算額 | 2,991千円 | (根拠法令等) | 熊本県保健医療計画 | |
| 平成24年度予算額 | 2,100千円 | | 熊本県在宅療養対策支援事業補助金交付要領 | |

<目的>

薬剤師の参画により在宅患者への最適かつ効率的で安全・安心な薬物療法の提供を図る。

<事業内容>

地域の薬局情報公開や他職種への積極的なアプローチ、在宅訪問業務の経験がない薬局を対象に必要な研修等を進め、高齢者が地域で暮らし続けられる地域包括ケアの実現に向けた環境整備を図る。

- 1 応需体制の整備事業
- 2 在宅薬局機能強化事業
- 3 広報活動支援事業
- 4 在宅薬剤師養成事業
- 5 保健・医療・福祉を繋ぐ仕組みづくりの推進
- 6 医療材料等供給支援事業